

様式第1号（第5条関係）

桶川市小規模工事契約希望者登録申請書

令和8年 月 日

桶川市長

桶川市小規模工事契約希望者登録制度実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり小規模工事契約希望者登録名簿への登録を申請します。

住所又は所在地	〒363-00 桶川市		
フリガナ 商号又は名称			
フリガナ 代表者職・氏名	印		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号			

※印鑑は、見積書、契約書等に使用するものを押印してください。

- ・ 法人の場合には代表者印を使用してください。
- ・ 個人事業主の場合には、実印を使用する必要はありませんが、ゴム等の変形する恐れのある材質でできた印鑑は使用しないでください。

小規模工事希望業種（5業種以内）

番号	希望業種 (簡潔に記載のこと。)	許可・免許が必要な場合は その種類・名称等を記載
1		
2		
3		
4		
5		

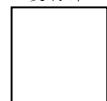
例えば、電気工事等の業務を履行するに当たり、許可・免許等が必要な場合には、許可証・免許証等の写しを添付してください。

(契約管財課確認欄)

許可証・免許証等(写)（該当する場合）

納税証明書(写)（法人:法人市民税、個人:市県民税）

受付印



《申請書の書き方について》

- 1 住所又は所在地については、法人の場合には登記上の所在地を、個人事業主の場合には事業所の所在地を、自宅で事業をしている場合には自宅の住所を記載してください。
- 2 商号又は名称については、法人の場合には登記上の商号を、個人事業主の場合には事業所の名称を記載してください。個人の方で特に名称をつけていない場合には、この欄には記入しないでください。
- 3 代表者の職については、法人の場合には登記上の役職名（代表取締役等）を、個人事業主の場合には「代表」と記載してください。
- 4 **希望業種については、最高5業種まで申請できますが、ご自分で直接工事を実施できるものに限ります。**

希望業種につきましては、別表の29業種の中から大工、電気、管、ガラス、塗装、造園、建具等を記入してください。

なお、その業務を履行するために、許可・免許等が必要な場合には、その許可等の名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

別表

番号	業種	業務の例示
1	土木工事業	道路工事、治水工事、上下水道管埋設工事等
2	建築工事業	鉄骨造・木造・プレハブ造建築物工事 等
3	大工工事業	大工工事、型枠工事、造作工事 等
4	左官工事業	左官工事、モルタル工事、吹付け工事 等
5	とび・土工工事業	足場等仮設工事、土工事、道路標識工事、外構工事、ネットフェンス工事 等
6	石工事業	石積み工事、石材加工工事 等
7	屋根工事業	瓦屋根・スレート屋根葺き工事、屋根断熱工事 等
8	電気工事業	電気設備工事、照明設備工事 等
9	管工事業	給排水・給湯設備工事、ガス配管工事、冷暖房設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事 等
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル張り工事、コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事 等
11	鋼構造物工事業	鉄骨工事、門扉設置工事、プール工事、屋外広告工事 等
12	鉄筋工事業	鉄筋加工組立て工事 等
13	ほ装工事業	アスファルト・コンクリート舗装工事、砂・砂利舗装工事 等
14	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
15	板金工事業	板金加工取付け工事 等
16	ガラス工事業	ガラス加工取付け工事 等
17	塗装工事業	塗装工事、路面標示工事 等
18	防水工事業	アスファルト・モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事 等
19	内装仕上工事業	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事 等
20	機械器具設置工事業	水処理機械設備工事、遊具施設設置工事、舞台装置設置工事 等
21	熱絶縁工事業	冷暖房設備熱絶縁工事 等
22	電気通信工事業	電話設備設置工事、データ通信設備工事、共同アンテナ設置工事 等
23	造園工事業	植栽工事、公園設備工事、芝生広場・運動広場工事 等
24	さく井工事業	さく井工事、揚水設備工事 等
25	建具工事業	サッシ取付け工事、シャッター工事、建具工事 等
26	水道施設工事業	浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事 等
27	消防施設工事業	消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、火災報知設備工事 等
28	清掃施設工事業	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 等
29	解体工事業	工作物解体工事